福島県省エネルギー等研究開発補助事業補助金

平成23年度事業計画書二次募集要領

事業申請書受付期間:平成23年10月3日(月)~10月29日(金)

I. 制度の概要

1 趣旨

県は、再生可能エネルギー利用及び循環型社会、低炭素化社会実現に向け、省エネルギー等技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者及び大学等に対し、補助金を交付します。

2 対象事業

(1) 対象事業は、次に示す、エネルギー技術分野の研究開発とします。

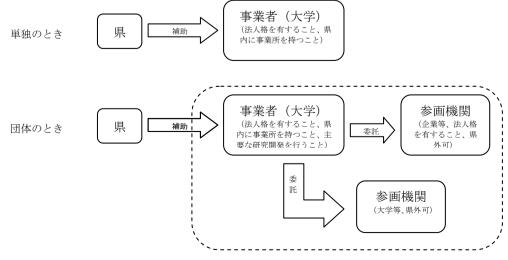
省エネルギー等技術分野

エネルギー技術分野	内 容
創エネルギー技術	太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー関連技術
蓄エネルギー技術	リチウム二次電池、アルカリ二次電池等関連技術
省エネルギー技術	LED 照明、ヒートポンプ、エコ製品等関連技術

- (2) 対象事業は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
 - ア 実施する開発プロジェクトのリスクが高いため、対象者の自己資金だけでは実施が困難な開発内容であること。
 - イ 対象となる開発プロジェクトについて、当該年度において同時に他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。

3 対象者

(1) 対象者は、県内に事業所を置く法人格を有する事業者及び県内に所在する大学等です。事業者(大学)と参画機関とからなる団体の場合は、代表となる事業者(大学)は県内に事業所(大学)がある必要があります。また、研究開発の主要な部分を、県内で、代表となる事業者(大学)が実施することが必要です。



- (2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。
 - ア 補助事業を的確に遂行するため、必要な技術的能力を有すること。
 - イ 補助事業を的確に遂行するため、十分な開発体制が構築されていること。
 - ウ 補助事業を的確に遂行するため、対象となる研究開発から事業化まで一貫してプロジェクト・マネージメントを行うための十分な管理体制が構築されていること。
 - オ 対象経費のうち自己資金の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること。
- (3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

4 事業の種類

- (1)可能性試験枠
 - シーズ技術の製品化に向けた可能性調査研究を行う場合に支援するものです。
- (2)製品開発試験枠
 - 業界・市場ニーズに基づく、製品化を目的に研究開発を行う場合に支援するものです。

5 対象経費

(1) 対象経費は、次のとおりとします。

補助対象経費

	-
補助対象経費	内容
機械設備費	補助事業を実施するために直接必要な機械設備の購入、試作、改良、据 付又は修繕に要する経費
消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費
旅費	補助事業を実施するために直接必要な担当者旅費、及び技術指導者旅費
報償費	技術指導を受ける際に要する謝金
委託費	外注加工、委託分析、大学研究者への研究委託等に要する経費
通信運搬費	補助事業を実施するために直接必要な通信費、運搬費
リース料	補助事業を実施するために直接必要な機械装置等の借用費

- (2) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。
 - ア 他からの転用が可能と認められる機械装置等
 - イ 対象となる開発プロジェクトの終了後、当該開発プロジェクトに係る事業化以外に容易に他への転用が 可能と認められる構築物等

ウ 使用実績の把握が困難な材料等

エ 補助金の交付決定日の属する年度の3月31日までに支払いが完了しない経費(全ての経費区分で、年度末までに支払いできない経費は、補助金の対象となりません。)

6 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の3月31日までとします。

7 状況報告

概ね補助事業期間の中間時期に、事業実施状況報告書により進捗状況を報告するものとします。

8 権利の帰属

補助事業の実施により得られた特許その他の産業財産権、著作権等(以下「産業財産権等」といいます。) の権利は、補助事業者(補助金交付先)に帰属するものとします。

9 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表

補助事業者は、補助事業終了後(毎年度)、事業実績報告書を提出しなければなりません。また、事業成果 を、発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

10 補助金の額、補助率

補助金の額および補助率は、次のとおりです。また、採択件数は申請状況によります。

	可能性試験枠	製品開発試験枠	
補助額	1,000 千円以内	2,500 千円以内	
補助率	1/2 以内	1/2 以内	

11 補助金の支払方法

補助事業の内容や補助対象経費の支払いを証明する書面(見積書、納品書、領収書等)を年度末に確認し、 補助金を支払います。事業者と参画機関とからなる団体の場合は、事業者以外の参画機関分についても確認する場合があります。

12 収益納付

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の 他への供与による収益を得たと認められた場合には、その収益の一部を県に納付していただくことがあります (納付額は補助金額以下)。

13 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表並びに収益納付の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 本補助金制度は、開発成果が商品となり、販売等によって普及することにより、政策的効果を発揮するものです。このため、研究開発終了後、直ちに成果の事業化に努めなければなりません。
- (2) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容

に変更が生じる場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、事前に承認を得なければなりません。

- (3) 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、届出をしなければなりません。
- (4) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。知事が別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は県に納付しなければなりません。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

14 選定方法

- (1) 県が設置する福島県省エネルギー等研究開発補助事業審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)に おいて書面審査、および申請者によるプレゼンテーション審査を行い、選定します。
- (2) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書作成とプレゼンテーションの際に、ご留意下さい。

ア 創エネルギー、蓄エネルギー、省エネルギーの利用・効果

本事業を実施することにより、化石燃料使用低減及び温室効果ガス排出削減にどの程度貢献するか。

イ 技術的優位性

本事業は、既存技術と比較し、技術的優位性と新規性をもつか。

ウ 計画性

本事業を執行する上で十分な財政基盤を有するか。また、目標を達成するために、開発課題の解決方法、 開発計画、大学等との連携体制が適切か。

工 普及性

本事業で得られる技術成果を、ビジネスとして展開する計画があるか。

15 採択までのスケジュール (予定)

- 10月3日(月) 募集開始
- 10月28日(金) 募集締切(当日消印有効)
- 11月中旬 審査委員会による審査(書面審査、申請者によるプレゼンテーション)
- 11月下旬 採択、交付決定、補助事業開始

※上記スケジュールについては変更する場合があります。

16 本事業に関する問い合わせ先

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7282

FAX 024-521-7935

電子メール business@pref.fukushima.jp

Ⅱ.申請に必要な書類等

1 提出先及び問い合わせ先

〒960-8670 (県庁専用郵便番号)

福島市杉妻町2-16

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課

電話 024-521-7282、FAX 024 (521) 7935

電子メール business@pref.fukushima.jp

2 事業計画書受付期間

受付期間 平成23年10月3日(月)~10月28日(金)(当日消印有効)

※ 表1「福島県省エネルギー等研究開発補助事業補助金の提出書類」を確認のうえ、漏れの無いようご注意ください。

3 結果の通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日申請者あて通知します。

4 公表

採択となった場合には、企業名、代表者名、研究開発テーマ名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承願います。

表 1 福島県省エネルギー等研究開発補助事業費補助金の提出書類

	提出書類	備考
1	(様式第1号) 福島県省エネルギー等研究開発補助事業補助金交付申請書	提出部数
2	(様式第1号の別紙) 福島県省エネルギー等研究開発補助事業計画書	
	(1) 事業者の概要	正本1部
	(1)-1 申請者の概要 (1) - 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (TT->+- T HA
	(1)-2 参画機関の概要(企業、大学、団体等) (1)-2 参画機関の概要(企業、大学、団体等)	写し1部
	(1)-3 参画機関の概要(企業、大学等) (2) 申請する事業の内容	
	(3) 分担内容	
	(4) スケジュール	
	(5) 事業概念図	
	(6) 収支計画(申請年度)	
	(6)-1 申請者	
	(6)-2 参画機関	
	(7) 収支・財務状況	
	Not 1 1 Marshall	
3	添付資料 (1) 全地柳西	
	(1) 会社概要 特に作成してない場合は、会社の概要が分かる内容が記載されている	
	もの(ホームページに掲載している会社概要等)でも結構です。	
	(2) 法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し	
	(3) 過去2期分(決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業	
	は創業後のものを全て)の貸借対照表、損益計算書(写し可)	

 $%1\sim3$ の書類を一式揃えた正本と、その正本一式を全てコピーした写しの、計2セットを提出してください。 %サイズは、全てA4判としてください。

※また、パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。